

5.

障がいをもつ方のために



5-1 身体障害者手帳の交付

身体に障がいがある方が「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると認められた場合交付されるもので、手帳を持つことで種々の福祉サービスが受けられるようになります。手帳は重度の方から順に 1 ～ 6 級に区分されていますが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声言語等、肢体不自由、内部（呼吸器、心臓、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、免疫）に分けられます。

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

5-2 療育手帳の交付

知的障がい者（児）に対し交付されるもので、障害の程度により最重度（A1）、重度（A2）、中度（B1）、軽度（B2）と区分され手帳をもつことで種々の福祉サービスが受けられるようになります。

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

5-3 精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある方に対し、1 ～ 3 級に区分された手帳が交付されます。

手帳の有効期間は、交付の日から 2 年間で、交付を受けることで種々の制度が利用できるようになります。

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416



5-4 補装具の給付

身体障害者手帳の交付を受けている方および難病患者等（特殊の疾病告示に掲げる疾患に該当するもの）で、その障がいの内容および程度に応じ、補装具が給付されます。ただし、利用者負担として 1 割を利用者が負担する場合があります。（所得に応じて一定の負担上限が設定されます。）

なお、介護保険制度の対象者は介護保険制度が優先されますが、特殊な機能が必要な場合は利用できます。

補装具とは …

障がい者の身体の一部の欠損や機能の障がいを補い、身体に装着（装用）して日常生活または就学・就労に用い長時間にわたり継続して使用するもの。

（例） 義肢、車いす、装具、盲人安全つえ、眼鏡、補聴器、歩行器、
重度障害者用意志伝達装置 他

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

5-5 日常生活用具の給付

障害者手帳（身体・療育・精神）の交付を受けている方および難病患者等（特殊の疾病告示に掲げる疾患に該当するもの）で、その障がいの内容および程度に応じ、日常生活の便宜を図るため種々の用具が給付されます。ただし、世帯の所得に応じ費用負担があります。

対象物品

（肢体不自由者）… 特殊寝台、特殊マット、特殊便器、入浴補助用具、歩行支援用具 他

（聴覚障がい者）… ポータブルレコーダー、時計、音声読み上げ装置 他

（聴覚障がい者）… 屋内信号装置、通信装置、情報受信装置 他

（内部機能障がい 他）… 吸引器、ネブライザー、ストマ用装具 他

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

5-6 福祉電話の設置（貸与）

聴覚障がい者または外出困難な障がい者のみの世帯並びにこれに準じる世帯に対し、工事費無料で電話をお貸しします。ただし、電話の基本料金・通話料は本人負担になります。

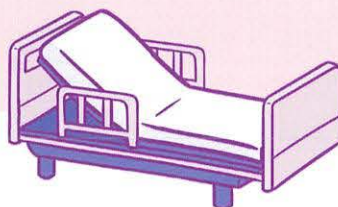
問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

5-7 福祉機器貸出し事業(福祉機器リサイクル事業)

障がいや疾病等により日常生活上、福祉機器を必要とする在宅の障がい者や高齢者に対し機器を貸出しします。

原則として、介護保険や障がい者制度等に該当しない方や制度利用まで必要な方を対象とします。

- 貸出機器 介護用ベッド、車いす、シャワーベンチ、歩行器、4点杖、ポータブルトイレなど。
- 利用料 無料
※介護ベッドはマットレス消毒代として、3,000円負担していただきます。
- 貸出期間 3ヵ月以内



問合せ先 町社会福祉協議会 ☎098-889-3213

5-8 声の広報等発行事業

視覚に障がいがある方および文字が読みづらくなってきた方を対象に、町広報誌「はえばる」、社協だより「ちむぐる」、「議会だより」をCDに音訳し定期的に提供します。
(音訳活動：音訳サークルたんぽぽ)

- 利用料 無料

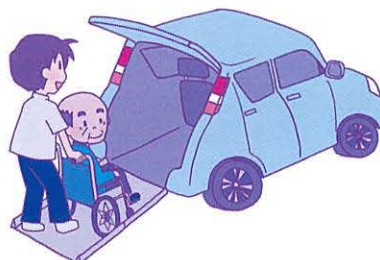


問合せ先 町社会福祉協議会 ☎098-889-3213

5-9 移動支援事業

障がいがあり、屋外での移動が困難な方が余暇活動等、社会参加のため外出する際の移動の支援を行います。

ただし、事前に「地域生活支援事業受給者証」の申請が必要です。



問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

5-10 日中一時支援事業

障がい児・障がい者の家族の就労支援、および日常的に介護している家族の一時的な休息などを目的として、障がい児（者）の日中活動の場を確保し、預かりのサービスを提供する事業です。ただし、事前に「地域生活支援事業受給者証」の申請が必要です。

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

5-11 意思疎通支援事業

聴覚障がい者、難聴者、中途失聴者のコミュニケーションの確保を図るため公的機関や医療機関等で手話通訳または要約筆記（筆談）を必要とする際に奉仕員を派遣します。

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416
(FAX 098-888-1772)
E-mail : syakaisanka@town.haebaru.okinawa.jp

5-12 手話通訳者の配置

聴覚や言語に障がいのある方のコミュニケーション確保のため、手話で対応のできる専門の通訳者を町役場保健福祉課窓口に配置しており、役場内での手続き等をお手伝いします。



問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

5-13 重度心身障がい者(児)医療費の助成

心身に重度の障がいのある方が医療機関を利用した場合、その自己負担分（保険適用外は除く）に対し、医療費が助成されます。（所得制限あり）

助成を受けるには、受給資格者の認定申請が必要です。

助成対象者

医療保険に加入している方で障がいの程度が次のいずれかに該当する方。

- ①身体障害者手帳 1 級または 2 級の方。
- ②療育手帳 A1 または A2 の方。
- ③身体障害者手帳 3 級でかつ療育手帳 B1 の方。
- ④療育手帳 B1 で特別児童扶養手当 1 級を受給している方。
- ⑤療育手帳 B1 で障害基礎年金 1 級を受給している方。

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

5-14 住宅改修費の助成

身体の不自由な方が住宅の改造を必要とする場合にその費用を助成します。ただし、扶養義務者の所得に応じた費用負担があります。助成は原則1回となります。

介護保険の対象となる方は、介護保険利用が優先となります。

対象者

町内に居住する下肢、体幹機能障がい者または乳幼児以前の運動機能障がい（移動機能障がいに限る）を有する学齢児童以上の身体障がい児・者で障害等級2級以上（特殊便器への取り替えについては、上肢障害2級以上）の方。

助成の範囲

- ・手すりの取り付け
- ・段差の解消
- ・滑り防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ・引き戸等への扉の取り替え
- ・様式便器等への便器の取り替え
- ・その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

助成金額

限度額 20 万円



問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

5-15 身体障害者自動車運転免許取得事業

身体障害者手帳の交付をうけている方で、自動車の運転免許を取得しようとする方に対し、10 万円以内で取得費用の援助があります。ただし障がい内容等により受けられない場合があります。

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

5-16 自動車改造費の助成

身体障害者手帳の交付を受けている方で、自己所有の自動車を改造しようとする方に対し、改造費用10万円以内で助成します。ただし障がい内容等により受けられない場合があります。

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

5-17 高速道路通行料金の割引

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、事前に割引の登録手続きをすることで、高速道路通行料金が半額になります。

※登録できる自動車は、障がい者の方おひとりにつき 1 台であり、割引が適用されるのは、登録した車両での利用に限られます。また、登録できる自動車には、その種類や所有者に制限があります。

対象者

【障がい者ご本人が運転する場合】

…… 身体障害者手帳の交付を受けているすべての方

【障がい者ご本人以外の方が運転し、障がい者ご本人が同乗する場合】

…… 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方のうち、重度の障がいをお持ち（手帳に記載されている「種類」が 1 種）の方

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

5-18 運賃割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を持っている方が手帳を提示することで、割引が受けられます。※詳しくは、各運行会社へお問い合わせください。

- 路線バス 5 割引（本人・バス会社が認めた場合、介護者も割引）
- モノレール 5 割引
- タクシー 1 割引

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

5-19 特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある 20 歳未満の児童を扶養している父母、もしくは父母に代わりその児童を養育している人に手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。

ただし、児童が施設に入所したときや養育者の所得が一定の額を超える場合は、支給が停止されます。

- 支給額 1 級 月額 52,500 円
- 2 級 月額 34,970 円

問合せ先 役場こども課 ☎098-889-7028

5-20 特別障害者手当(20歳以上)障害児福祉手当(20歳未満)

日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障がい者（児）に支給されます。

ただし、施設に入所したときや 3 ヶ月以上入院したとき、本人や配偶者および扶養義務者の所得が一定の額を超える場合は支給されません。

なお、特別障害者手当は、障がいが重複する場合に該当します。

- 支給額 特別障害者手当 月額 27,350 円（令和 2 年度時点）
障害児福祉手当 月額 14,880 円（令和 2 年度時点）

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416
南部福祉事務所 ☎098-889-6364

5-21 心身障害者扶養共済制度

心身障がい者（児）を扶養している保護者が、加入者として毎月一定の掛金を振込み、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、心身障がい者（児）に対し、終身一定額の年金を毎月支給するための任意加入の共済制度です。

- 年金の給付 1 口加入の場合 毎月 20,000 円
2 口 // 毎月 40,000 円
- 加入資格者 心身障がい者（児）の保護者で、次の条件に該当する者。
 - ・ 加入時年度の 4 月 1 日時点の年齢が 65 歳未満の人。
 - ・ 特別の疾病、または障がいを有していない人。
- 掛 金 加入時の保護者の年齢により 9,300 円～ 23,300 円の掛金が必要です。（加入者の所得に応じ、掛金の減額があります。）

問合せ先 南部福祉事務所 ☎098-889-6364



5-22 障害年金

障害年金は、病気やケガによって生活や仕事が制限されるようになった場合に、65 歳未満の方も含めて受け取ることができる年金です。

障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やケガで初めて医師または歯科医師の診療を受けたときに、どこの年金に加入していたかで請求書の提出先が異なります。

国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」となりお住まいの市町村へ提出
厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」となり管轄の年金事務所へ提出
また、障害年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件が設けられています。

■ 障害基礎年金の年間支給額

障害の程度が 1 級の場合：977,125 円 + (子の加算)

障害の程度が 2 級の場合：781,700 円 + (子の加算)

問合せ先 役場国保年金課 ☎098-889-1798

5-23 自動車税(種別割)および軽自動車税(種別割)の減免

障がい者の所有する車、または障がい者と生計を一にする者が、もっぱら障がい者の通学、通勤、通所、通院のために使用する車について自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)が減免されます。

障がいの区分によって該当する等級が異なるので、お問い合わせのうえ手続きしてください。

問合せ先 (普通自動車) 自動車税事務所 ☎098-879-1627
(軽自動車) 役場税務課 ☎098-889-4413

5-24 南風原町身体障害者福祉会

町内の身体障がい者で組織し、会員相互の情報交換や親睦および地域の福祉増進を図ることを目的に活動を行っています。

■ 主 な 事 業 ・総会 ・観月会 ・ピクニック ・ボウリング大会
・研修会 ・他市町村交流会 他

■ 年 会 費 1,000 円

問合せ先 南風原町身体障害者福祉会
(南風原町社会福祉協議会内) ☎098-889-3213